

# 青森県報

第千九百五号

平成十三年八月八日(水曜日)

## 目 次

### 公 告

○砂利の採取計画等に関する規則第十三条第四項の規定による聴聞の期日の変更……………(河川砂防課) ……一

## 公 告

砂利の採取計画等に関する規則第十三条第四項の規定による聴聞の期日の変更  
平成十三年七月四日付けで公告した事項のうち、聴聞の期日を変更したので、砂利  
の採取計画等に関する規則(昭和四十三年 通商産業省 建設省 令第一号)第十三条第四項の規  
定により次のとおり公告する。

平成十三年八月八日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 変更前の聴聞の期日 平成十三年七月十九日 午後二時
- 二 変更後の聴聞の期日 平成十三年八月二十四日 午後二時